

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

JANUARY 16TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2018 年 12 月 CPI 前年同月比+1.9% PPI 同+0.9%
- 世銀 世界と中国経済の見通し下方修正 貿易摩擦等で先行きに「暗雲」
- 小型薄利企業向けの減税措置を拡大

【産 業】

- 2018 年の自動車販売 2,808.1 万台 世界首位を維持するも 28 年ぶりの前年割れ
- 2018 年の携帯国内出荷台数 4.1 億台 前年比 15.6%減

【貿易・投資】

- 2018 年 12 月の貿易統計 輸出入ともにマイナスの伸び

■ RMB REVIEW

- 摩擦緩和期待とドル安が下支え要因

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国労働法』等 7 本の法律改正に関する決定」
- 「中華人民共和国個人所得税法实施条例」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

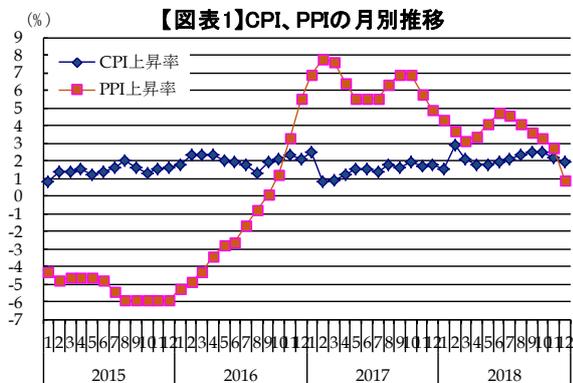
【経済】

◆2018年12月 CPI前年同月比+1.9% PPI同+0.9%

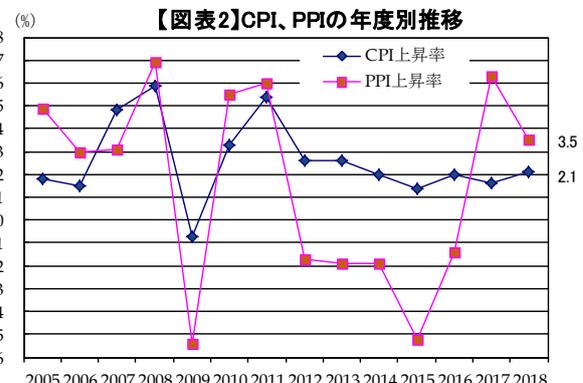
国家統計局の10日の発表によると、2018年12月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.9%、前月比▲0.6ポイントと、2ヶ月連続の下落となった(図表1)。項目別では、食品が前年同月比+2.5%(11月:同+2.5%)、非食品が同+1.7%(11月:同+2.1%)と、非食品の価格下落が押し下げ要因となった。ガソリン価格等の下落に加え、消費需要の鈍化も反映したものと見られる。

12月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+0.9%と、前月より1.8ポイント下落し、2016年10月以来の低水準となり、内需の後退に伴う生産活動の減速が一層浮き彫りになった。産業別では、石油・天然ガス採掘が前年同月比+4.5%(11月:同+24.4%)、石油・石炭その他燃料加工業が同+5.7%(11月:同+17.6%)とエネルギー関連の下落幅が最も大きかった。

なお、2018年通年では、CPIは前年比+2.1%(前年:同+1.6%)と前年より上昇したものの、政府の通年目標「3%前後」を下回った。PPIは同+3.5%(前年:同+6.3%)と前年より下落した(図表2)。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆世銀 世界と中国経済の見通し下方修正 貿易摩擦等で先行きに「暗雲」

世界銀行は 8 日に発表した最新の「世界経済見通し」で、2019 年の世界と中国の GDP 成長率について、ともに昨年 6 月時点の予測より 0.1 ポイント下方修正し、それぞれ+2.9%、+6.2%との予測を示した。世界貿易と製造業の活動鈍化、収束の兆しが見えない貿易摩擦と一部新興国で高まる金融市場への圧力で、世界経済が予想以上に減速するリスクを警告。中国については、米中貿易摩擦に伴う輸出の減速を下方修正の理由として挙げた。

<世界銀行の経済成長率予測>

地域	2019年 (%)	2020年 (%)	解説
世界	2.9 (▲0.1)	2.8 (▲0.1)	・世界全体の貿易、投資が減速、貿易摩擦の収束の兆しが見えず、一部新興国で金融市場への圧力が高まっていることにより、2019年、2020年の予測をともに下方修正
中国	6.2 (▲0.1)	6.2 (0.0)	・輸出の減速で2019年の予測を6.2%に下方修正 ・消費促進策、積極的な財政政策と緩和的な金融政策が米国の追加関税の影響を相殺する為、2020年の予測は6.2%に据え置き。但し、追加の景気刺激策はデレバレッジ解消等を遅らせる為、好ましくないと指摘
米国	2.5 (0.0)	1.7 (▲0.3)	・2019年の予測を2.5%に据え置き ・自ら課した追加関税が輸出・投資活動の停滞を招き、利上げ政策も成長の重荷となり、2020年の予測を1.7%に下方修正
日本	0.9 (0.1)	0.7 (0.2)	・2018年の自然災害に対応する復興事業と、2019年10月の消費税率引き上げに備えた財政刺激策の景気押し上げ効果により、2019年、2020年の予測をともに上方修正

(出所) 世界銀行「世界経済見通し」(2019年1月改定)を基に作成

(注) 括弧内は昨年6月時点の予測からの修正幅

◆小型薄利企業向けの減税措置を拡大

李克強総理は、9日開催の国務院常務会議で、小型薄利企業向けの減税措置をさらに拡大する方針を発表した。小型薄利企業の発展が経済と雇用の安定に関わるとし、より「普遍的」な減税措置として、企業所得税の優遇政策が適用される企業の範囲拡大と税率軽減、増値税の課税が免除される小規模納税者の基準緩和等を決定した。今年1月1日より3年間の期限で実施し、年間2,000億元の減税効果を見込む。具体的な内容は次のとおり。

＜1月9日国務院常務会議の決定方針：小型薄利企業向け減税措置＞

新優遇税制	旧税制
企業所得税	
年間の課税所得が100万元以下の企業：課税所得の25%に対して20%の税率で課税 →実質税負担が5%に軽減	課税所得の50%に対して20%の税率で課税
年間の課税所得が100万超300万元以下の企業：課税所得の50%に対して20%の税率で課税 →実質税負担が10%に軽減	課税所得の100%に対して25%の税率で課税
増値税	
月間売上高が10万元以下の小規模納税者（小型薄利企業、個人事業主を含む）の増値税を免税	月間売上高3万元以下の企業が対象
地方政府による減税	
資源税、印紙税、教育附加費等の地方税について、省級政府の裁量で最大50%までの減税を認める	—
スタートアップ企業への投資に対する優遇	
科学技術型のスタートアップ企業へ投資するベンチャーキャピタル企業とエンジェル投資家に対する優遇税制の拡大	—
地方政府への支援	
大規模な減税策による地方財政の不足分を中央から補填	—

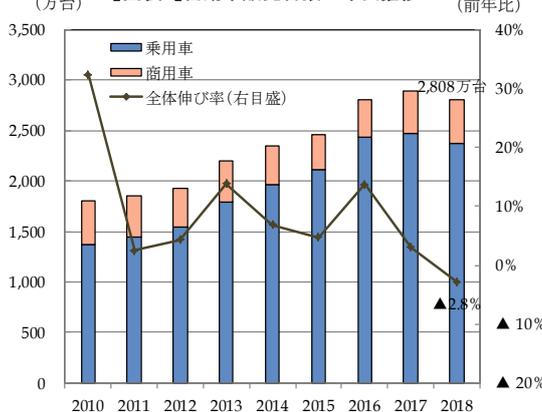
常務会議ではこのほか、地方政府による特別債の発行を加速し、調達資金を建設中プロジェクトへ優先的に投入する方針なども決定した。

【産業】

◆2018年の自動車販売2,808.1万台 世界首位を維持するも28年ぶりの前年割れ

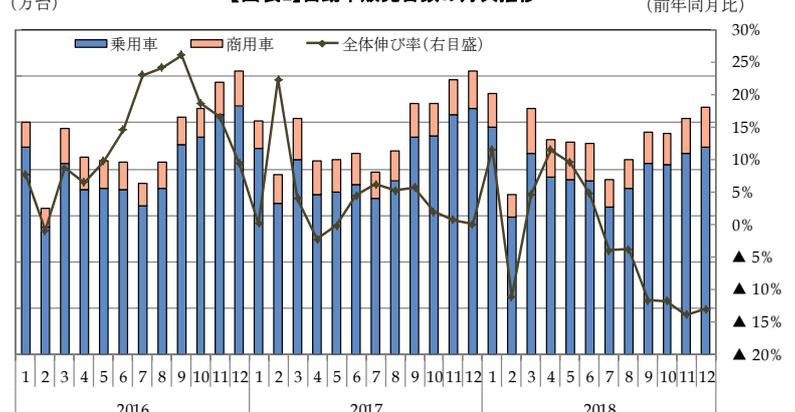
中国自動車工業協会の14日の発表によると、2018年通年の自動車販売台数は前年比▲2.8%の2,808.1万台（2017年：同+3.0%/2,887.9万台）と、10年連続で世界首位を維持する一方、28年ぶりに前年を下回った。12月単月でも、前年同月比▲13.0%の266.2万台と、昨年7月以降6ヶ月連続で前年同月を下回った（図表1、2）。

【図表1】自動車販売台数の年次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表2】自動車販売台数の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

同協会は、経済成長の減速と小型車減税措置の打ち切りに加え、米中貿易摩擦による消費者心理の冷え込みを押し下げ要因として挙げた。これらの要因は短期的に解消されるものではなく、中国の自動車市場は今後しばらく下押し圧力に直面すると分析。2019年の販売台数については、2018年並みの2,810万台前後に留まるとの見通しを示した。

一方、公安部の12日の発表によると、中国の2018年末の自動車保有台数は前年比+10.5%の2億4,000万台となった。人口1,000人当たりの保有台数は約173台^(注1)で、先進国の米国の835台^(注2)、日本の616台^(注2)に比べて未だその差は大きく、自動車市場の伸び代は大きいと見られる。

(注1) 中国2017年末の総人口数に基き弊行が計算。

(注2) 日本自動車工業会が発表した2016末時点のデータ。

通年の車種別販売では、乗用車が前年比▲4.1% (前年:同+1.4%)の2,371.0万台、商用車が同+5.1% (前年+14.0)の437.1万台と、商用車は前年を上回ったものの、伸び率は2桁から1桁に鈍化した(図表3)。

乗用車のタイプ別の伸び率では、セダンが前年比▲2.7%の1,152.8万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同▲2.5%の999.5万台、MPV(多目的車)が同▲16.2%の173.5万台となった(図表3)。

また、新エネルギー車は前年比+61.7%の125.6万台と高成長を維持している。うち、電気自動車(EV)が同+50.8%の98.4万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+118.0%の27.1万台、燃料電池車が1,527台(本年初めて発表)となった(図表3)。

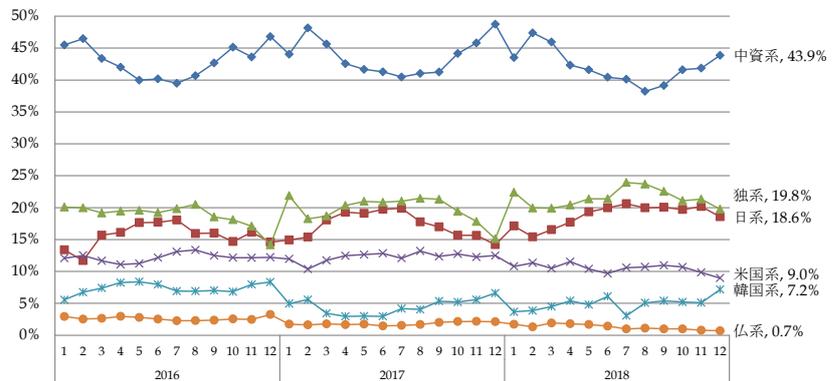
乗用車の国別販売シェアでは、中資系が998.0万台で全体の42.1%を占め、前年より1.8ポイント減少した。足元の12月単月では、中資系が43.9%(11月:41.9%)の98.0万台、独系が19.8%(11月:21.3%)の44.2万台、日系が18.6%(11月:20.2%)の41.5万台、米国系が9.0%(11月:9.8%)の20.0万台、韓国系が7.2%(11月:5.1%)の16.0万台、フランス系が0.7%(11月:0.8%)の1.6万台と、中資系はシェアを伸ばした(図表4)。

【図表3】2018年の自動車販売台数と伸び率

	2018通年	
	販売台数(万台)	前年比
自動車販売台数	2,808.1	▲2.8%
乗用車	2,371.0	▲4.1%
セダン	1,152.8	▲2.7%
SUV(スポーツ型多目的車)	999.5	▲2.5%
MPV(多目的車)	173.5	▲16.2%
クロスオーバーSUV	45.3	▲17.3%
商用車	437.1	5.1%
バス	48.5	▲8.0%
トラック	388.6	6.9%
新エネルギー車	125.6	61.7%
電気自動車(EV)	98.4	50.8%
プラグインハイブリッド車(PHV)	27.1	118.0%
燃料電池車	1,527(台)	-

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表4】乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

◆2018年の携帯国内出荷台数4.1億台 前年比15.6%減

【図表1】携帯電話の国内出荷台数と伸び率の推移



(出所) 中国情報通信研究院の公表データを基に作成

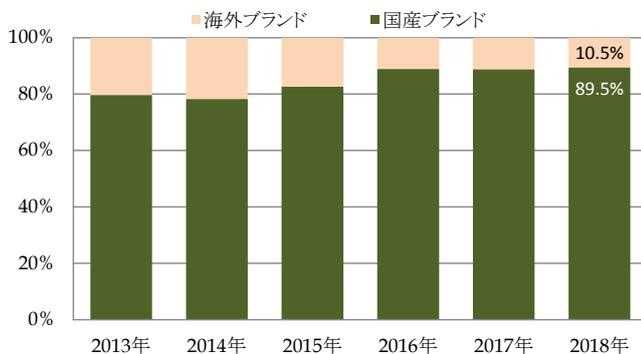
工業情報化部直属のシンクタンクである中国情報通信研究院が8日に発表した「2018年12月国内携帯市場運営分析報告」によると、2018年の中国国内向けの携帯電話出荷台数は、前年比▲15.6%の4.1億台となった。スマートフォン需要が既に一巡して市場が飽和状態になり、買い替えサイクルも長期化しているものと見られ、出荷台数は2年連続で前年を割り込み、減少幅は前年から3.3ポイント拡大した(図表1)。

2018年に新たに発売されたモデルは764機種で前年比▲27.5%と新機種投入も縮小した。また通

信規格別では、4G 端末が同▲15.3%の 3.9 億台で全体の 94.5%を占めた。

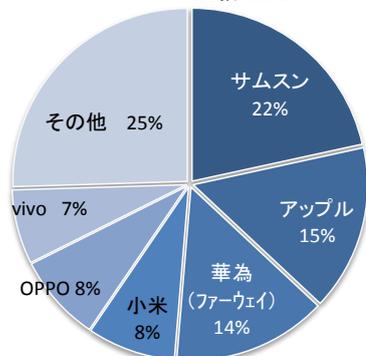
携帯電話のうち、スマートフォンの出荷台数は前年比▲15.5%の 3.9 億台で、全体に占める割合は 94.1%。うちアンドロイド機種が 89.3%を占めた。またスマートフォンでは新たに 587 機種(同▲26.5%)が発売された。

【図表2】携帯電話の国内出荷台数のメーカー別構成比推移



(出所) 中国情報通信研究院の公表データを基に作成

【図表3】2018年 世界のスマホ出荷メーカー別構成比



(出所) 旭日ビッグデータの公表データを基に作成

ブランド別では、国産ブランドの出荷台数が前年比▲14.9%の 3.7 億台で、全体の 89.5%を占めた。携帯電話全体の出荷が縮小するなか、国産ブランドの減少幅は全体より小さく、そのシェアは前年から 0.7 ポイント拡大し、徐々にシェアを伸ばしている(図表 2)。

因みに、携帯電話業界専門の中国の民間研究機関である旭日ビッグデータの統計によると、2018年の世界のスマートフォン出荷台数は、前年から微減の 14.6 億台。メーカー別で出荷台数が多かったのは順に、サムスン:3.1 億台、アップル:2.3 億台、華為(ファーウェイ):2.1 億台、小米:1.19 億台、OPPO:1.18 億台、Vivo:1.0 億台と、中国メーカーが健闘している(図表 3)。

なお、中国では2019年に5G の商用試験サービスと商用本サービス開始が見込まれるが、5G 対応の携帯電話の販売については、価格が 8,000 元以上と高いことや技術・設計の成熟に時間を要する点から、2019年の販売台数は 500 万台を超えないとの専門家の予測が報道されている。

【貿易・投資】

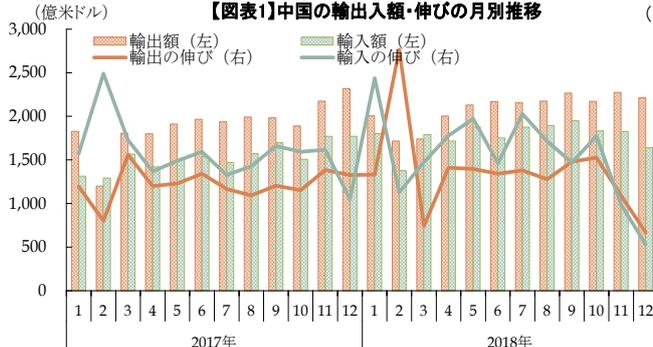
◆2018年12月の貿易統計 輸出入ともにマイナスの伸び

税関総署が 14 日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、2018年12月の輸出は前年同月比▲4.4%の 2,212.5 億米ドル、輸入は同▲7.6%の 1,641.9 億米ドルと、いずれもマイナスの伸びとなった(図表 1)。輸出・輸入ともに前年を下回ったのは、2016年10月以来2年2ヶ月ぶり。輸出では、電子・機械製品が前年同月比▲6.8%^(*)(11月:同+3.0%^(*))、ハイテク製品が同▲10.3%^(*)(11月:同+2.8%^(*))と、落ち込みが顕著だった。

(※) 税関総署の発表データを基に当行が計算。

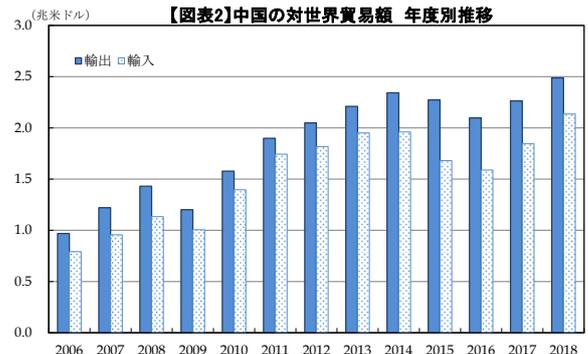
一方、2018年通年では、輸出が前年比+9.9%(2017年:同+7.9%)の 2兆 4,874 億米ドル、輸入が同+15.8%(2017年:同+15.9%)の 2兆 1,356.4 億米ドルと 2年連続で増加し、輸出入額ともに過去最高を記録した(図表 2)。

【図表1】中国の輸出入額・伸びの月別推移



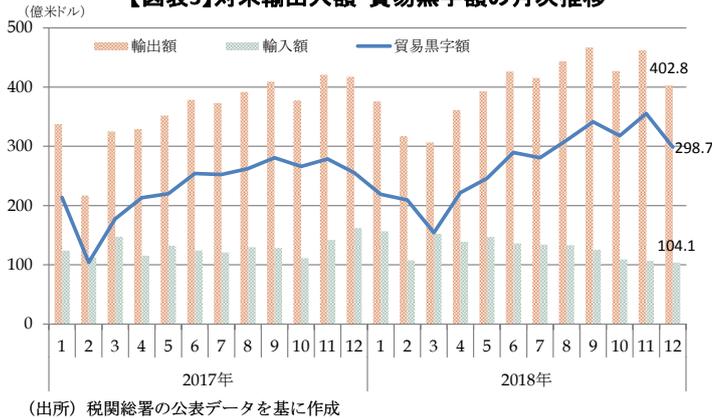
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表2】中国の対世界貿易額 年度別推移



(出所) 国家統計局、税関総署発表データを基に作成

【図表3】対米輸出入額・貿易黒字額の月次推移



対米貿易について、12月の輸出は前年同月比▲3.5%^(※)の402.8億米ドル、輸入は同▲35.8%^(※)の104.1億米ドルと、輸出入ともに前年を下回った。対米貿易黒字は、前年同月比+16.9%^(※)の298.7億米ドル^(※)と、過去最大となった前月の355.5億米ドルから縮小した(図表3)。2018年通年では、輸出が前年比+11.3%の4,784.2億ドルと2桁の伸びを維持した一方、輸入は同+0.7%の1,551.0億ドルにとどまり、対米貿易黒字は前年比+17.2%の3,233.3億米ドルに拡大した(図表4)。

(※) 税関総署の発表データを基に当行が計算。

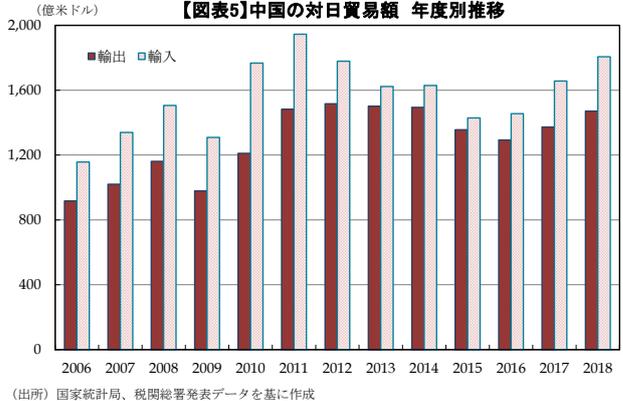
対日貿易については、2018年通年の輸出は前年比+7.2%(2017年:同+6.1%)の1,470.8億ドル、輸入は同+8.9%(2017年:同+13.7%)の1,805.8億ドルと、輸出は2年連続、輸入は3年連続で増加。対日貿易収支は335.0億米ドル^(※)の赤字となった(図表4、5)。(※) 税関総署の発表データを基に当行が計算。

【図表4】2018年 国・地域別輸出・輸入額と伸び率

国・地域	輸出	前年比	輸入	前年比	貿易収支	輸出入総額	前年比
米国	4,784.2	11.3%	1,551.0	0.7%	3,233.3	6,335.2	8.5%
日本	1,470.8	7.2%	1,805.8	8.9%	▲ 335.0	3,276.6	8.1%
韓国	1,087.9	5.9%	2,046.4	15.3%	▲ 958.5	3,134.3	11.8%
香港	3,020.7	8.2%	84.9	16.0%	2,935.8	3,105.6	8.4%
台湾	486.5	10.6%	1,776.0	13.9%	▲ 1,289.5	2,262.4	13.2%
ドイツ	775.5	9.0%	1,063.3	9.7%	▲ 287.9	1,838.8	9.4%
オーストラリア	473.4	14.2%	1,054.5	11.0%	▲ 581.1	1,527.9	12.0%
ベトナム	839.0	17.2%	639.6	27.0%	199.4	1,478.6	21.2%
ブラジル	336.7	16.3%	775.1	31.7%	▲ 438.4	1,111.8	26.6%
マレーシア	454.0	8.9%	632.2	16.2%	▲ 178.2	1,086.3	13.0%

(注) 輸出入総額のトップ10国・地域
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表5】中国の対日貿易額 年度別推移



RMB REVIEW

◆摩擦緩和期待とドル安が下支え要因

・今週(1/7~)のレビュー

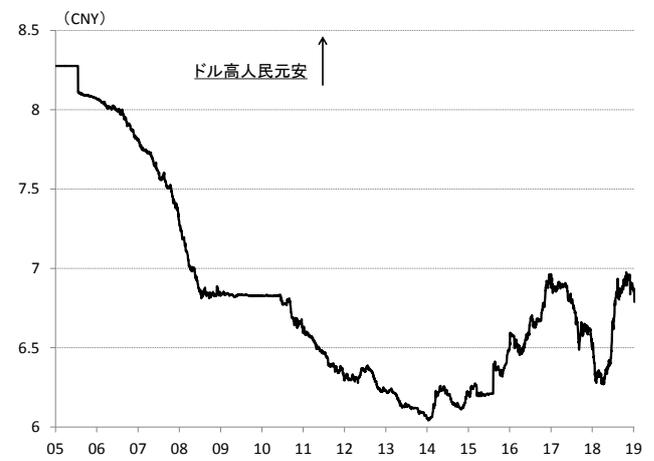
今週の人民元相場は対ドルで大幅に上昇。先週末 4 日の夕刻に中国人民銀行が預金準備率の追加引き下げを行なったが、週明けの人民元対ドル相場は、先週後半のドル安地合いなどを受け、先週末終値 6.8710 から人民元高方向にチャート上の窓を開け、週初 6.8521 で寄り付いた。8 日に一部で米中次官級通商協議の進展に懐疑的な見方が浮上したことなどから小幅に反落し、週間安値 6.8621 をつけた。もともと、9 日まで米中協議の日程が延長されたことで協議進展への期待が高まると、人民元相場は大きく上昇に転じた。11 日の本稿執筆時点で週間高値 6.7506 をつけ、同水準近辺で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(11/1~1/11 の 13 時 30 分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・ドル安や通商合意に関する期待感から人民元は急上昇

今週の人民元の対ドル相場は、昨年 12 月初めの米中首脳会談後につけた直近高値 6.8310 を上抜け、昨年 7 月下旬以来の高値となる 6.7506 まで上昇した(執筆時点)。本誌 2018 年 12 月 26 日号の RMB REVIEW では、人民元対ドル相場は当面 6.9 を挟んだ保ち合い色強い推移が続くと述べたが、予想以上に堅調な推移となっている。4 日には人民元安要因となり得る中国人民銀行による預金準備率の追加引き下げが発表されていたが、相場は通商摩擦緩和期待に予想以上に強くドル安人民元高で反応した格好だ。この間、人民元の名目実効為替レートは強含み推移となった一方、ドルの名目実効為替レートは下落しており、ドルと人民元双方の要因がドル安人民元高の背景となった(第 3、4 図)。

ドルは 1 月 4 日の FRB パウエル議長発言などに基づく利上げ休止前倒し観測もあり、軟調に推移し始めていた。今週は焦点の米中次官級通商協議で交渉妥結・3 月からの制裁関税引き上げ見送りへの期待が市場で高まったことも、さらなるドル下落要因となった。人民元名目実効為替レートは、中国当局が均衡水準に近く基本的に望ましいと考えている可能性が高い 2016 年後半以降形成中のレンジ内を依然推移中。引き続き名目実効為替レートベースの均衡水準付近での安定が維持されている。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・通商協議後は具体的な成果はまだ無いが、一先ず歩み寄るべく交渉が進んでいる模様

報道されている通り、米中次官級通商協議は、予定を1日延長して7日から9日まで北京で行なわれた。米国サイドからはジェフリー・ゲリッシュ米通商代表部(USTR)次席代表やデビッド・マルパス財務次官(国際問題担当)の他、商務省、農務省、エネルギー省高官が参加した。中国サイドは王受文商務次官に加え、劉鶴副首相も参加した模様だ。

会談終了後に米中から発表された声明は、具体的な進展を確認できるものではなかった(第5、6図)。しかし、双方の声明内容が一先ず前向きな内容であったこと、協議日程が当初予定よりも1日延長されたことに加え、トランプ大統領などから交渉が順調な旨のコメントがなされたこともあって、市場の交渉妥結への期待がさらに高まる結果となった(第7図)。トランプ大統領が、FRBパウエル議長を批判してまで株価動向を気にし始めており、米中妥結こそが株価の安定に重要であることも、交渉が一定の合意に至るとの見方を支援する材料となっている。各種報道によれば、早ければ1月中にも閣僚級協議が行われる予定とされている。まだ紆余曲折はあろうが、基本的に交渉のさらなる進捗が確認できれば、引き続き人民元の支援材料となろう。

第5図：米中次官級通商交渉後に USTR より発表された声明(概要)

- ・7日～9日の協議では、公正で互恵的かつバランスの取れた2国間の貿易関係を実現するための方策について話し合った。
- ・継続的な検証や効果的な施行を条件とする完全な措置の実施を担保するための協定の必要性についても話し合った。
- ・本協議は、昨年12月3日の米中首脳会談での合意に基づき、技術供与の強要、知的財産権保護、非関税障壁、サイバー攻撃やそれによる商業目的の貿易機密情報の詐取、サービス分野、農業分野、などにおける中国の構造改革実施の必要性の観点から行なわれた。
- ・また、協議では中国が米国から大規模な農産物、エネルギー、製造業製品、その他製品、及びサービスを購入するという誓約についても話し合われた。
- ・米側代表団は、2国間の貿易関係を改善するために恒常的な貿易不均衡を解消し、構造問題を解決するという、トランプ大統領によるコミットメントを伝達した。
- ・米側代表団は、次のステップに向けた方針を決定するために協議内容を持ち帰った。

(資料) 1月9日付 USTR 声明より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：米中次官級通商交渉後に中国商務省より発表された声明(概要)

- ・1月7日から9日まで米中は北京で経済問題と貿易問題について、次官級協議を行なった。
- ・両国は、首脳会談での合意に基づき、貿易問題や共通の懸念事項に関して幅広く深く、詳細に意見交換を行い、相互理解を深め、懸念を解決するための基礎を築いた。
- ・両国は引き続き緊密な連絡を維持することで合意した。

(資料) 1月10日付中国商務省声明より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第7図：米中通商交渉に関する動向

日時	発言者など	内容
12月		
4日	—	米中交渉の米国側責任者にライトハイザー-USTR代表が指名されていたことが判明。
5日	カナダ当局	ファーウェイのCFOを逮捕・拘束したと表明。
6日	中国商務省報道官 トランプ大統領	90日以内に貿易問題で合意することに自信。 上記内容に同意。
9日	ライトハイザー-USTR代表	米中交渉における2月末(90日)は厳格な期限と表明。
11日	中国当局 — トランプ大統領 カナダ司法当局	国家安全危害容疑でカナダ人元外交官を拘束。 劉鶴中国副首相と、ムニューシン米財務長官とライトハイザー-USTR代表が電話会談を実施。 中国と極めて生産的な協議が進められている。重要な発表に注目してもらいたい(ロイターインタビュー)。 ファーウェイのCFOの保釈を決定。
12日	トランプ大統領 関係者	中国がとてつもない量の米国産大豆を購入しており、米中協議がさらに行われる見通し。 「中国製造2025」について、達成時期を10年後倒しするなど、計画の修正を行なう可能性(ブルームバーグ報道)。
13日	中国当局	先に拘束された元外交官に加えさらに1人のカナダ人の拘束を認める。
14日	中国当局	米国からの自動車輸入に賦課されている関税率を、2019年1月1日～3月31日まで引き下げる(40%→15%)ことを表明。
17日	米通商代表部	中国との協議で合意できない場合、制裁関税率を3月2日から引き上げることを確認。
18日	ムニューシン財務長官	2019年1月に米中協議の開催を調整中と表明。
19日	中国商務省	米国と中国が同日に次官級の電話貿易協議を行なったと表明。
20日	米当局	中国政府が関与したサイバー攻撃に関連して2人の中国人ハッカーを訴追と発表。
22日	ナバロ米大統領補佐官	米中通商交渉の合意への見通しは険しい(日本経済新聞によるインタビュー)。
26日	関係者	米中次官級通商協議を1月中に開催予定(ブルームバーグ報道)。
29日	関係者 中国最高人民法院 トランプ大統領	米中次官級通商協議が1月7日に北京で開催予定(ウォール・ストリート・ジャーナル紙)。 1月から「知的財産権法廷」の運営開始を発表。 29日に習近平国家主席と電話協議を実施。取引はうまくいっている。
30日	人民日報	米中の通商協議に関する共通認識は増え、差は縮まっている。
1月		
4日	中国商務省	米中次官級通商協議を1月7日～8日に中国で開催予定。
7日～9日	—	米中次官級通商交渉開催
7日	ロス米商務長官	米中国双方にとって受け入れられる合理的な解決策が得られる見込みは非常に高い。
8日	トランプ大統領	中国との交渉は非常にうまく進んでいる。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・中国人民銀行は預金準備率をさらに引き下げ

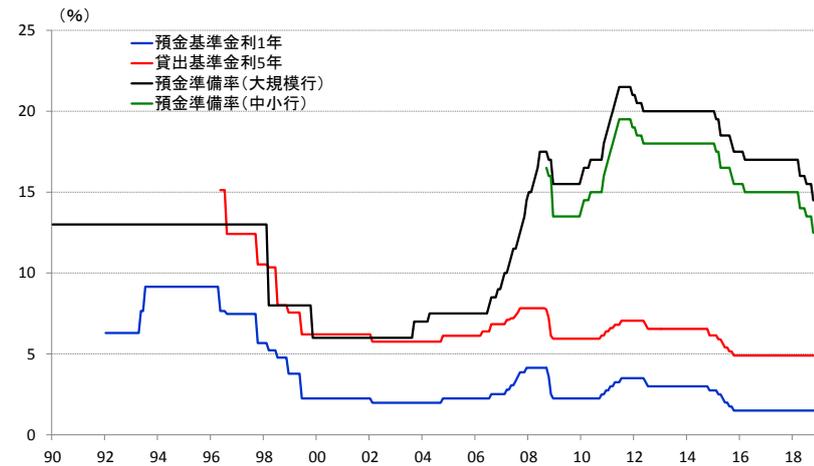
中国人民銀行は、4日に金融機関に対する預金準備率を、15日と25日にそれぞれ0.5%ずつ、合計1%引き下げると発表した。この結果、本件後の標準的な預金準備率は大手行で13.5%、中小行で11.5%となる(第8図)。昨年4月、7月、10月と3回引き下げられており、早くも追加の引き下げが実施された格好だ。

景気先行指標である製造業PMIの12月分もついに好不況の分岐点とされる50を割り込むなど、中国景気の減速感にはさらに強まる状況にある。こうした中、予てより民間中小企業は国営企業に比べて銀行からの資金調達へのアクセスが限られる傾向にあり、その分所謂シャドーバンキングセクターなど非銀行部門からの資金調達に少なからず依存。昨今のシャドーバンキングに対する規制強化は、中小企業の資金繰りにも影響を与えていた。今回も含めて昨年からの預金準備率の引き下げは、このような中小企業の資金繰り支援を主眼としたものだ。実際、中国人民銀行は、プレスリリースで、今回の預金準備率引き下げが、2月の旧正月前の流動性需要の増加に対応すると共に、中小企業や民間企業向け銀行融資を支援するものになると述べている。具体的には、今回の預金準備率引き下げで、1.5兆元の資金が銀行セクターに解放され、このうちの一部が今年第1四半期に期限が到来する中国人民銀行による中期貸出ファシリティ(MLF)の返済などにまわる結果、ネットで8,000億元の新たな資金解放になるとしている。

同時に中国人民銀行は、人民元相場についても、合理的かつ均衡する水準で基本的に安定させるとの従来の見解に改めて言及した。同行は、これまでのところ人民元の追加的な下落圧力となる金利全般の低下となるような金融緩和措置よりも、今回の預金準備率引き下げによる銀行システムを通じた中小企業金融支援といったような、ピンポイントの景気支援策を志向しているようにみえる。また、今回のプレスリリースの中で、穏健な金融政策と共に、供給側改革(つまりゾンビ企業淘汰による過剰債務削減を含む)に適した金融環境を維持するとも述べており、大規模金融緩和には現時点ではまだ距離を置いているようだ。

¹ 昨年1月の条件を満たす一部銀行向けの預金準備率引き下げを含めれば4回となる。

第 8 図：中国預金準備率(今回の引き下げ分も反映)と預金・貸出基準金利



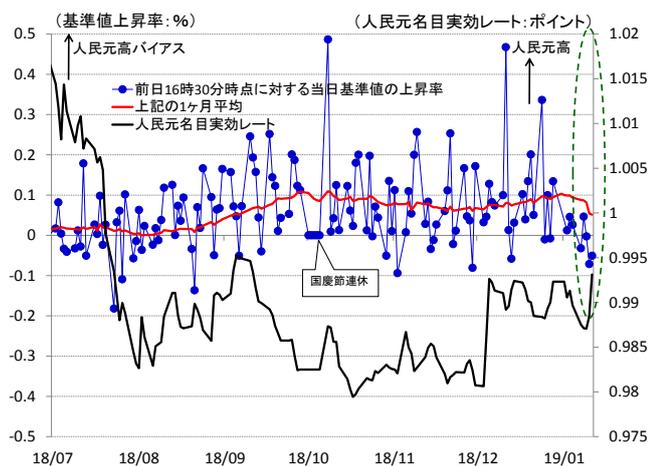
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・今週基準値の設定スタンスには人民元安バイアス(人民元高抑制方向)がみられた

第 9 図は、前日 16 時 30 分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日 9 時 15 分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を検証・定点観測したものである。人民元が急落して以降、基準値は人民元高バイアス(人民元安抑制方向)で設定されて来たが、今週の基準値は総じて人民元安バイアス(人民元高抑制方向)で設定されていた。今後の設定スタンスを慎重に見極める必要はあるものの、足元の人民元急上昇を抑制するように設定され始めている。

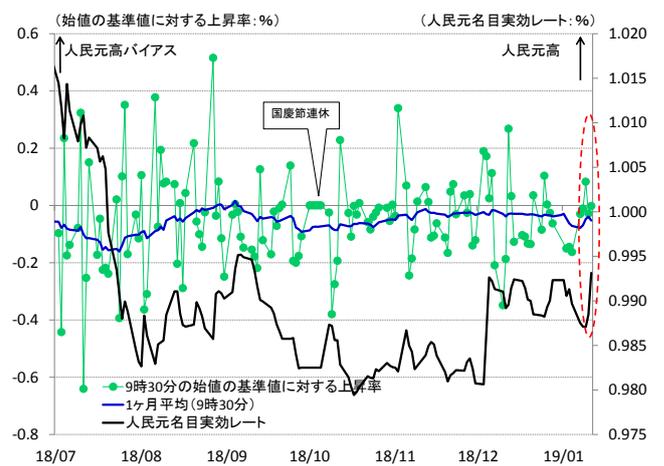
また、第 10 図は、この各基準値に対する市場の始値(人民元名目実効レートベース)の比率で市場の地合いを検証・定点観測したものである。引き続き総じて人民元安方向で寄り付いているものの、比率は小幅になっており、足元人民元安圧力が一旦後退し始めた可能性を示唆している。

第 9 図：基準値設定による人民元誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 10 図：基準値に対する人民元始値の上昇・下落率



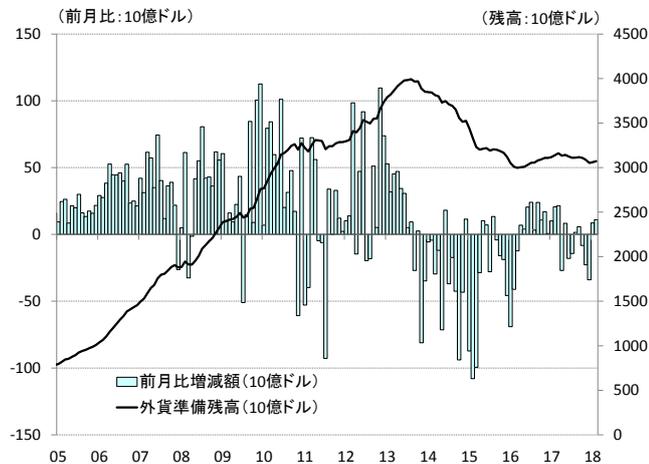
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・インフレ率が予想以上に低下

1 月 7 日に公表された、中国の 12 月分外貨準備残高は、3 兆 727 億ドルと前月(3 兆 617 億ドル)から+110 億ドルの増加となった(第 11 図)。12 月はドルが下落基調にあったことから、非ドル通貨建て部分のドル建て評価額増加が寄与した面もあった可能性がある。いずれにせよ、外貨準備は 16 年頃より安定推移するようになって

10日に発表された12月分消費者物価の上昇率は、前年比+1.9%と前月(同+2.2%)、市場予想(同+2.1%)を共に下回った(第12図)。また生産者物価も、前年比+0.9%と前月(同+2.7%)、市場予想(同+1.6%)共に大きく下回った。昨今の資源価格低下の影響もあるが、景気の本質が低下する中、物価圧力が低下して来た可能性もある。

第11図: 中国外貨準備残高



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第12図: 消費者物価(前年比)と生産者物価(前年比)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(1/14~)の見通し

来週の人民元相場をみる上でも、足元軟調なドルの行方と、米中通商協議に関する続報が焦点となろう。米中通商協議に対する楽観的な見方やFRBの利上げ休止観測の高まりから、市場はリスクオン方向に傾きつつあり、こうした状況が続けば来週もドルは軟調地合いが続きそうだ。米中通商協議も、当面は次のステップである閣僚級協議開催に向けた動きが注目される。少なくとも、米中共に株価など市場への影響を気にし始めており(特に米国)、通商交渉の動向などに関して、市場を混乱させるような言動はなるべく控える誘因も働き易いのではないかとみている。

一方、今週の物価統計にも現われたように、中国景気は引き続き減速基調にある。来週は14日に12月分貿易統計が発表され、通商摩擦の悪影響が輸出入動向などにさらに顕在化していないか警戒される。こうした中、中国当局にとっても、急激な人民元高はあまり望ましくないはずであり、基準値設定動向を通した目先の人民元高抑制スタンスが明確化して来る可能性もある。人民元相場は目先さらなる上値を試す可能性もあるが、先行き上昇余地は次第に限定的になるとみておきたい。

尚、15日に予定されている英議会によるEU離脱協定案の採決が人民元相場にとっても波乱要因となり得よう。否決の可能性が高いとされており、市場はある程度これを織り込んでいるが、それでも否決された場合は、市場では相応の動揺がみられるかもしれない。市場が再びリスク・オフ的な地合いへ揺り戻されれば、ドル持ち直しを主因に人民元が対ドルで反落する展開もあり得よう。

(1月11日作成) グローバルマーケットリサーチ

MUFG BK CHINA WEEKLY (January 16th 2019)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.01.07	6.8521	6.8436~ 6.8539	6.8499	-0.0146	6.3294	-0.0264	0.87410	-0.0020	7.8323	0.0015	2.0000	2652.40	19.05
2019.01.08	6.8440	6.8440~ 6.8621	6.8561	0.0062	6.2966	-0.0328	0.87431	0.0002	7.8480	0.0157	2.1500	2645.48	-6.92
2019.01.09	6.8440	6.8261~ 6.8463	6.8330	-0.0231	6.2686	-0.0280	0.87092	-0.0034	7.8287	-0.0193	2.0000	2664.23	18.75
2019.01.10	6.8170	6.7718~ 6.8240	6.7825	-0.0505	6.2803	0.0117	0.86515	-0.0058	7.8195	-0.0092	2.4800	2654.53	-9.70
2019.01.11	6.7880	6.7387~ 6.7931	6.7482	-0.0343	6.2322	-0.0481	0.86001	-0.0051	7.7688	-0.0507	1.8000	2674.18	19.66

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 2018 年 12 月下旬から 2019 年 1 月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【法律】

【環境法】

○「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国労働法』等 7 本の法律改正に関する決定」

(2018 年 12 月 29 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 7 回会議で採択)

7 本の法律はいずれも行政機関名の変更や行政手続きの許可から届出への変更など軽微な修正だが、その中で日系企業の建設プロジェクトに関する「環境影響評価法」には重大な修正が含まれている。

■旧法では、環境に重大な影響が及ぶ可能性がある場合に作成する「環境影響報告書」、同じく軽度の影響の可能性がある場合に作成する「環境影響報告表」は、いずれも資格を有する機構に委託することとされていたが、建設単位(建設を行う企業など)が独自に作成してもよいとされた。

■一方で、上記の報告書・報告表の内容について責任を負うことが義務づけられた。評価の結論が不正確・不合理だった場合、建設単位には 50 万元以上 200 万元以下の罰金、その法定代表者や主要責任者には 5 万元以上 20 万元以下の罰金を科すとされ、委託を受けた技術単位に対しては作成費用の 3 倍以上 5 倍以下の罰金、情状が重大な場合は作成業務への従事禁止、違法所得の没収、また作成責任者と担当者に対しては 5 年以内の作成業務への従事禁止などとする罰則が設けられている。

■原文は、全国人民代表大会の下記サイトをご参照。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069934.htm

【行政法規】

【税】

○「中華人民共和国個人所得税法实施条例」

(國務院令第 707 号、2018 年 12 月 18 日公布、2019 年 1 月 1 日施行)

2018 年 8 月に公布された「個人所得税法」の施行細則。税法に規定される所得の範囲、免税所得や課税所得の用語の定義などが具体的に規定されている。

■このうち、中国に居住する外国人の扱いについては、以下のように規定されている。

- ・ 中国国内に住所がないが、中国国内の累計居住期間が満 183 日に達する年度が連続 6 年に満たない場合、中国国外に源泉があり、かつ国外の単位または個人により支払われる所得については免税とする。(注:現地法人や駐在員事務所に勤務する日本人は、給与所得など中国に源泉のある所得は中国で課税、その他の所得は免税となる。)
- ・ 中国国内の居住期間が満 183 日に達する任意の年度において、1 回の出国期間が 30 日を超える場合は、満 183 日の連続年数を新たに計算する。(注:同じく 5 年以内に 1 回 30 日超、中国国外に出国すれば、その年度から計算をやり直し、国外に源泉のある所得に対する免税が継続される。)
- ・ 年度内の中国居住期間が累計 90 日を超えない場合は、中国国内に源泉のある所得があっても、国外の雇い主が支払い、かつ当該雇い主の中国国内における機構・場所が負担しない部分につ

いては免税とする。(注:日本人の場合は、日中租税協定により183日までは免税となる。)

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351177.htm

○「国務院の個人所得税特定追加控除暫定施行弁法の印刷・発布に関する通知」

(国発[2018]41号、2018年12月13日発布、2019年1月1日施行)

改正された「個人所得税法」に規定される、子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利子、住宅賃借料、高齢者扶養の特定項目追加控除の金額などの基準に関する規則。

■主な内容は、以下の通り。

- ・ 子女教育:全日制学歴教育および3才から小学校入学までの学齢前教育での支出は、子女1人当たり毎月1000元の定額控除とする。
- ・ 継続教育:中国国内での学歴・学位の継続教育の支出は、教育期間中(最長48ヵ月)、毎月400元の定額控除とする。技能人員と専門技術人員の職業資格教育支出については、証書を取得した年において年間3600元の定額控除とする。
- ・ 大病医療:1納税年度内の基本医療保険に関する医療費支出は、医療保険金を請求した残りの個人負担(指定医療保険目録内の自己負担部分)が15000元を超えた部分について、年度精算の際に80000元を限度として控除する。
- ・ 住宅ローン利子:納税者または配偶者が中国国内での初回の住宅購入で発生した住宅ローン利子支出は、毎月1000元の定額控除とし、控除期間は最長240ヵ月とする。
- ・ 住宅賃借料:主に就業している都市が直轄市・省政府所在都市・計画単列市および国務院が定めるその他の都市の場合は毎月1500元、その他の市街地戸籍人口が100万人を超える都市の場合は1100元、同じく100万人以下の場合は800元とする。ただし、主に就業している都市に住宅を所有していないことを条件とする。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351181.htm

[規則]

【税】

○「新個人所得税法の全面実施の若干の徴収管理接続問題に関する公告」

(国家税務総局公告2018年第56号、2018年12月19日公布、2019年1月1日施行)

個人所得税法の改正を受けて、企業などの源泉徴収方法を公告したもの。給与・役務報酬・原稿料・特許権使用料の総合所得について、居住者と非居住者に分けて、源泉徴収の計算式を示している。いずれも単月ではなく、各月の累計額に基づいて税額を予定控除・納付し、課税額と一致しない場合は、翌年3月1日～6月30日に精算する。

■居住者(注:中国に住所があるか、または中国に住所がないが年度内の累計居住期間が満183日に達する個人)の総合所得のうち、給与に対する予定控除・納付税額の計算式は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{当期予定控除・納付税額} &= (\text{累計予定控除・納付課税所得額} \times \text{予定控除率} - \text{速算控除額}) \\ &\quad - \text{累計減免税額} - \text{累計予定控除・納付額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{累計予定控除・納付額} &= \text{累計収入} - \text{累計免税収入} - \text{累計控除費用} \\ &\quad - \text{累計特定控除} - \text{累計特定追加控除} - \text{その他の累計法定控除} \end{aligned}$$

■非居住者(注:中国に住所がなく、年度内の累計居住期間が183日未満の個人)の給与所得については、毎月の収入から5千円の基礎控除を行った後の残額を予定控除・納付課税所得とし、これに予定控除率を掛け、速算控除額を控除して税額を計算する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html>

○「財政部、国家税務総局の個人所得税法改正後の関係優遇政策接続問題に関する通知」

(財税[2018]164号、2018年12月27日発布、2019年1月1日施行)

上記に同じく個人所得税の優遇政策の扱いについての通知。

■主な内容は、以下の通り。

- ① 居住者個人が取得する年1回の賞与は、2021年12月31日まで当年の総合所得に合算せず、12ヵ月で割った金額について、単独で税額を計算、納付する。
- ② 定年退職後に受け取る企業年金、職業年金は、総合所得に合算せず、単独で税額を計算、納付する。
- ③ 労働関係の解除に取得した一次性補償収入は、当地前年の労働者平均賃金の3倍以内は免税とし、3倍を超える部分については当年の総合所得に合算せず、単独で税額を計算、納付する。早期退職により所得した一次性補助収入は、退職年から定年までの年数で按分し、税額を計算、納付する。
- ④ 居住者の外国籍者個人が受け取る住宅補助、語学訓練費、子女教育費等の手当については、2019年1月1日から2021年12月31日まで、個人所得税の追加控除か、または手当のうち1つに対する免税優遇のどちらかを選択できる。ただし、1納税年度内は変更できない。2022年1月1日からは手当に対する免税優遇を取り消し、特定項目追加控除を適用する。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181227_3110164.html

○『『出発港税額還付(免除)管理弁法(2018年12月28日改正)』の公布に関する公告』

(国家税務総局公告2018年第66号、2018年12月28日公布、2019年1月1日施行)

一部の指定港から上海の洋山保税港区と外高橋港区を経由して輸出されるコンテナ貨物について、2012年から輸出企業へのインセンティブとして出発地での増値税輸出還付が試行されているが、2018年に対象港を拡大したのを受けて、2014年に制定された同名の弁法を改正したもの。

■出発地での増値税輸出還付が適用される輸出企業の条件は、以下の通りで、特に厳しいものではない。

- ① 企業の輸出税額還付(免除)分類管理類別が1類か2類で、税関の信用等級が一般信用企業か認証企業であること。
- ② 税額還付(免除)が適用される輸出貨物で、税関が提供する出発港での輸出貨物通関証明書の電子情報を取得できること。
- ③ 輸出貨物の出発日(出発港での輸出貨物通関証明書電子情報に注記される輸出日)から2ヵ月以内に両方の税関での保税貨物移送確認手続きを行うこと。

そのほか、出発地の税務機関への事前届出、還付(免除)申告の手続きなどが規定されている。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4000165/content.html>

【輸出入管理】

○「輸入禁止の中古機械・電気製品目録調整の関係事項公布」

(商務部・税関総署公告2018年第106号、2018年12月26日公布、2019年1月1日施行)

輸入を禁止する中古機械・電気製品の目録。2002年から実施された「輸入禁止貨物目録(第二次)」に代わるもの。ガラス製バルブ・チューブ、圧力容器、ボイラー、工業用炉、自動車を含むすべての車両・付属品、一部医療機器など、主に安全に関わるものが対象。

■原文および目録は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202821859.shtml>

○「2019年輸入許可証管理貨物目録公布」

(商務部・税関総署公告 2018年第107号、2018年12月29日公布、2019年1月1日施行)

2019年の輸入許可証管理貨物目録。輸入許可証管理貨物は、中国政府が輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務づけている貨物のこと。

■対象品目は、オゾン層破壊物質(49品目)と中古機械・電気製品(化工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品化工・放送設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、ドラム、エックス線管の13種類、69品目)。

■原文と目録は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202821943.shtml>

【加工貿易】

○「『加工貿易企業経営状況及び生産能力証明』の取り消しに関する公告」

(商務部・税関総署公告 2018年第109号、2018年12月29日公布、2019年1月1日施行)

企業が加工貿易に従事する場合は従来、商務部門に「加工貿易企業経営状況及び生産能力証明」を申請、取得する必要があったが、今後は商務部の専用ネットを通じて「加工貿易企業経営状況及び生産能力情報表」を送信すれば、税関で加工貿易手帳の開設・変更ができるようになる。なお、2018年末までにこの証明を取得した企業は、情報に変更がなければ、有効期間内はこの証明で税関での手続きができるとされている。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202821589.shtml>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2019年2月16日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>